

参議院経済安定・建設連合委員会会議録第四号

昭和二十七年六月五日(木曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

経済安定委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

いたします。前回に引続き国土総合開発法案について質疑を行います。質疑のおありのかたの御発言をお願いします。

○田中一君 私は昨日委員部まで参考人又は証人として同僚議員であるところの石川榮一君と高橋進太郎君をこのお呼び願いたいというところをお願いしておいたものでありますが、若しもここで正式な証人又は参考人として私が質疑をお話し願えるなら質疑をいたします。若しも私の質疑に対する答弁が責任が持てないものならば、国会法によつて次回に譲りたいと思います。

○委員長代理(都祐一君) 只今田中君から本院議員の石川榮一君、高橋進太郎君を参考人としてその説明を聴取いたしたいという御要求がありましたので、先ず委員の諸君の御意見を伺いたしたいと思います。石川榮一君、高橋進太郎君を参考人としてその説明を聴取することに御異存ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長代理(都祐一君) 御異議ないものと認めます。ついで石川君と高橋君に参考人として御説明を願うことの御了解を得たいと思います。両君お差支ございませんか。

○石川榮一君 差支ありません。

○委員長代理(都祐一君) それでは両君共参考人として出頭しておられますから、田中君の御質疑を継続願います。

○田中一君 同じ委員会の同僚議員として石川榮一君に質問するのは甚だ申訳ないと思いますが、一応この国土総合開発法案の一部を改正する法律案につ

きまして関連があるものの中から、三、四の点について質疑をいたします。

古い話を申上げるので、最早石川さん御承知でないかと考えますので、一応速記録によつて読み上げまして記憶を喚び起して頂きまして御答弁を願うことが石川君に対する好意と考えますので、甚だ時間をとるかも知れませんが、その点お許しを願いたいと思います。同じように高橋君を参考人として申請いたしましたのも、北上川の法案に関連しましてこの国土総合開発法案に関連性を持つものですか、お答え願うのであります。御了承願います。同時に質問の要旨は、大体において利根川法案に於いて質疑をいたしまして、或いは北上川に於いては御伺いしたかも知れませんが、併しながら私も当時石川さんの御希望によつて、発議者の一人となつております。北上川法案も同じ性格を持つものと考えますので、利根川法案を質疑いたしますのみだけで北上川も含めるものと、こう御了承願いたいと思います。

先ず第一に伺いたいのは、石川さんは曾つてこの法案、利根川法案の審議のとき、提案者として、発議者の代表といたしまして、このように御答弁なすつていらつしやる。これは昨年の五月十六日、建設、内閣、地方行政、経済安定の連合委員会において、佐々木良作君の質問に答へましてこのように言つております。『国土総合開発

法は実施しておりますが、あの法律は全国的の総合開発計画を立てる、又果ごとに総合開発計画を立てる、必要があれば特定期日を指定して開発計画を立てさせる。それは主として計画を立てることが仕事でありまして、その立てたものを推進し実施をするといふことの法律上の根拠がないのでありますから、一応プランはできまして、これを如何にして実施をするかといふことにつきましては譲つてないの計画を報告させ、それを審議会に諮問をし、その諮問を聞いて總理大臣は、その関係する行政機関に向つて勅告をするといふことで終つておるのであります。そういたしますと、計画そのものは一応でき上るものであります。それが実施することに於いては、何らの法律上の根拠がないわけでありまして、一つのプランを作らせるに過ぎないといふように私もは考へておりました。非常に総合開発そのものの、要するに実施権というものの、推進権というものがなく、解釈しておるのであります。そういうふうであります。ましては、一応プランはできまして、その行政官が財政上に相当の余力があり、又その行政官に所属する府県が実施に熱意を持てば別でありますが、予算の面におきましては相当困難であります状況下にあります今日から考えまして、国が大いなる力を以てこれが実現を図る、そして行政官がこれに協力するといふようなこと

が行われなければ、私どもは実現は不可能ではないかと思ふのであります。こういう観点から、国土総合開発法によるだけでは、急いで工事を実施し、治水利水の目標を貫徹するためには、私どもはこの法律だけではおよそ意味がない、かように考えまして、今利根川の流域は、全国における特定地域として第一の筆頭のものである、私どもはかように考え、又置かれております現在の状況が緊急な状況に相成つておりますので、それらの今後の将来の改革並びにその実現性等について期待を持ちつつ眺めておる余裕がありません。この際国土総合開発法の目標とする総合開発計画を現実の面に政治的に活かそうといふことは、決して国土総合開発法の趣旨に背反するものでなく、むしろ一歩前進させるものだ、かように考へておるわけでありまして、そういう点から、実はこの法案を出したわけでありまして。又御意見がございましたら」云々、こう言つております。従いまして利根川総合開発法案の発議者の筆頭であり、その提案理由並びに質疑に対する御答弁をなすつた石川さんは、国土総合開発の性格というものをよく御存じであります。国土総合開発計画は、我々実施面をいつも考へておりますが、この法案そのものの立て方は、計画をするといふことにとどまつてゐることは石川さんよく御存じであります。従いまして、この今回の改革法案が、改正法律案が石川さんの利根川開港法、今日まだ衆議院で継続審議

第三十六部 経済安定・建設連合委員会会議録第四号 昭和二十七年六月五日

【参議院】

第三十六部

経済安定・建設連合委員会

会議録第四号

昭和二十七年六月五日

【参議院】

第三十六部

経済安定・建設連合委員会

会議録第四号

昭和二十七年六月五日

【参議院】

第三十六部

経済安定・建設連合委員会

会議録第四号

昭和二十七年六月五日

【参議院】

第三十六部

経済安定・建設連合委員会

会議録第四号

昭和二十七年六月五日

【参議院】

第三十六部

中のものであるように承知しておりますが、この利根川開発法を立案され、提案され、質疑に対しての御答弁によりまして、今回のこの改正案が石川さんの考へておられるような、只今読み上げたような考へに合致しているものかどうか。又合致させる方向にこの改正案が進んでおられるかどうか。この点について御見解を伺いたたいのであります。

○参考人(石川第一君) 只今御質問の点につきまして、私は当時それは開発法の提案者といひまして、先ほどの速記録の通りでありまして、又私の信念に変わりはないのであります。ただ現在衆議院に未だ継続審議中でありまして、政治情勢が必ずしも衆議院において衆議院を許さんという状況下にあるのであります。たゞ政府から、今日今皆さんに御審査をお願いしておりますが、国土総合開発法の改正法案を提出されたのであります。この法案の作成に当りまして、政府筋の意図するところは、いろいろと実は質疑を重ねまして、その意のあるところを聞き取つておるのであります。私共の利根川開発法案を提案する、根本の構想から考へますと、非常に徹底的になつて非常に遺憾である、かように考へておるのであります。併し国土総合開発法それ自体の今度の改正法は、私どもが狙つておられますが、国土総合開発計画を立てるばかりでなしに、これを行政面にタッチできるような構想を以ちまして、この改正法が一応できておる様に承知しておるのであります。特に私どもはこの利根川の開発に對しましては、予算の面を十分に開発計画に順応した予算が盛られるように、而もその行政官庁としては單獨の開発庁

を設置いたしまして、そうして利根川流域全般をその開発庁に行政的に推進させるという考へ方を持つておつたのですが、この官庁の設置につきましては、ここでは殆んど取上げられておりません。主として経済安定部長官がその衝に當りまして、そうして国土総合開発の一環としての利根川流域、北上川流域その他の重要河川流域を指定いたしまして、そうして計画のできたものを予算的の措置を講ずるといふことに相成つておりますので、私どもの狙つております強い予算面を獲得し得るような構想からはそれでありまして、一応国土総合開発法の改正案によりまして、今までは変更して相当の予算の裏付けがなし得るような法の改正がこの改正のうちに盛つてある、かように考へまして次善の策、或いは三善の策というやうな形からこの際忍びましてこの法案の政府提案に對しまして私どもは了承をしておるわけでありまして、必ずしも完全にこの法案が私どもの期待するやうな目的を達し得るというに確信を持つておるわけにはなつておりませんが、数段の進歩であるといふので了承をしておるわけであり

ます。

○田中一君 石川さんの利根川総合開発法案を提出したときの心境と少しも變つていない、そうして今度の改正案が一段の進歩をしたという考へえです。が、利根川開発法案の場合に我々が石川さんに同調して賛成者となつたのも、実施面、ただ机上の計画でなく実際にやる、実際に実施するといふところに私どももあの法案の提案者として同調した強い理由があつたのです。石川さんも曾つて非常に長い審議の過程

において常にそのみを主張しておつたのです。例えばここにありますところの、あなたが指摘したところのいろいろなものがございます。これは二十六年の、昨年の五月十一日に赤木委員の質問に答へまして、あなたはこう言つておられます。『さういふやうないわゆる連絡、総合的な工事の施行がややもいたしますと欠けておりますので、従ひまして國費が徒らに各省別に分れておつて、おの／＼自己の立場からのみその工事の施行を急ぐ』といふやうなことも言つておられます。又赤木さんの質問に答へまして、『要するにこれは建設省が中心にして、水の資源が建設省を中心とする水政策を、各省のものをこゝこゝ集めて、そうして素直な利根川の流れにしよう、』こゝういふやうに、さうしたあなたの場合には実施面について強く発言なすつていらつしやる、利根川開発法案の趣旨も無論そこにあることは今あなたの御説明通りであります。が、私がこの法案の提出される前にこれは個人的なことで甚だ申訳ないのですが、石川さんから伺いますところによりますと、一応この利根川法案につきましては同僚の赤木委員の強い反対の意思表示があり、又修正案も出しておりました。が、これに對してそれをあなたが自由党に持ち帰られまして、一応その線からこの国土総合開発法の一部を改正しましてあなたの方の御希望に沿つてやうな手を打とう、こゝういふことで今回この提案がなされたものと私は了解している、これは赤木さんもさういふことを私にはつきり言明なすつていたやうに記憶しております。従ひまして若しこの法案が、我々が提案者として提案者に同調した利根川開発

法案の變形といひますか、もう一度国土総合開発法に吸収されまして、そうして生れた子供であるとするならば、石川さんが今日までいろいろと説明なさつたやうなものと大分離れた、日本人が生れなくて黒人坊が生れたやうな恰好があるのです。これに對しまして石川さんのこれに對する考へ方が次善の策、三善の策とおつしやるけれども、全く四圍の情勢として止むを得んからこゝうなつたのだといふやうな考へておるか、いゝわば党の統制に服する、こゝういふことになつたのだといふ考へておられるか、その点もう一遍伺いたたいと思つております。

○参考人(石川第一君) お答えいたします。私の利根川開発法案に對する構想は先に申し上げたやうなわけで、少しも變つておりませんが、現在の政治情勢から考へ、衆議院の大勢等から考へ、又與党内の論議等から考へ、又一面特に各重要河川から利根川開発法案と同じやうな構想を持つ法案等が散見して参りましたので、勿論それは私は予想しておつたのであります。が、その当時指摘されましたやうに、さういふ傾向が強くなつて参りました。そこで私どもは衆議院において連合審査を終りまして本会議に於ける直前に與党内からいろいろの論議が出て参りました。で、本会議に於ける段階に與党内の意見がまとまりかねておつたのであります。そこでやむを得ませんから非常な強い要望を與党内で主張いたしました。そして重要河川特別委員会といふものを組織いたしました。その一メンバーといひまして我々の考へていふことを各重要河川を通じて、利根川の持つやうな構想、実施が速かに

できますやうな構想を立て得る重要河川開発法案なるものの一応の成案を見たとあります。それを成案を得ましてOKを取らうといふときに、それから、政府側からこの国土総合開発法の実施法によつて利根川開発法案の狙いとすることを採用することにいたしました。そして、さうして全国から賛成されんとするやうな多くの河川もこれらこの法案によつてできるやうな狙いを持ちました実施法案を作りたいと申入れがありました。私どもはこれに對しましては或る程度強い反対を表明いたしまして、さうして利根川総合開発法案で通すか、それではなければ重要河川開発法案の線で行くかを実は堅持いたしまして、政府側と或る程度の対立を見つつ政府側の反省を求めたのであります。だん／＼政府側におきましては、内部的な折衝があつたやうであります。とにかく利根川開発法案の構想をできる限り取入れまして、さうして全国の河川が適応できるやうな国土総合開発法の改正案を作るやうにするからといふことであります。それで、もう私どもは素志を曲げずにおつたのであります。が、大勢は與党内におきましてはだん／＼その空氣が澎湃として参つておりました。利根川開発法案それ自体を以て進むといふことは非常に困難な事態に相成つたのであります。そこで政府側の申入れに對しまして更に種々の要求をいたしました。その要求も十分に入れてもらつてありません。が、或る程度まで反映をしておりますのでこの程度で止むを得ないといふので私どもは了承をいたしまして、この法案が通過した後に、さうして重

ありまして、政治的な情勢から数段の譲歩をいたしまして、この程度で折合いを付けなければならん苦衷は御諒察願いたいと思います。特にこの法案の中で、私ども重要視しておりますのは、第十條の二、特定地域総合開発計画の決定、それから第十二條年度計画、第十三條特定地域総合開発計画の實施に要する経費、これらが一貫いたつておしましてこの改正案の狙ひとなつておるのであります。従ひまして今指摘いたしました各條を読んで頂きますれば、この特定地域であるものが決定いたしますれば、それに対して審議会は案を審議いたしまして、そうしてこれを内閣総理大臣に報告をする。内閣総理大臣はこれを閣議に付しまして閣議決定をする。閣議決定をいたしますと年度計画を各省はその線に沿つたところの各省の仕事のうちから、その総合計画にマッチするような予算を各省は提案をいたしまして、報告をいたしまして、そして経済安定本部長官はその集まつて來ましたところのものを調整いたしまして、一般の公共事業費から検討を加へまして、そうして政府の予算化につとめることになつておるのであります。その観点につきま

しては非常に徹底的でありまして、利根川開発法案の狙うところから見ますと大変ベールをかけておるのでありまして、非常に遺憾であります。一応そういう筋書はこの各條に謳つてあるわけであります。詳細のことは政府委員の今井田次長から、この発案者の立場から今の田中さんの御指摘になりました点等を説明をしてもらおう、かように思いますが、私どもが不満な点がら承いたしましたのは、今読み上げ

ました各條を読みまして、それで一處  
 国土開發法案なるものはプランにあら  
 ずして閣議決定を義務付けるものであ  
 り、閣議決定したものに對しまして  
 は、各行政官庁の長官は自分の所掌す  
 る事務のうちからその総合開發計画に  
 基く予算を作りまして、そして安定  
 本部にこれを提出して、安定本部はそ  
 の調整を図つて予算の編成に努めると  
 いうことになつておるわけでありま  
 す。

○田中一君 私は三点を抑えまして、次善、三善の策がここで盛り上つてあるという御説明に対しては、何か誤解がおありになるのじやないかと思ふのです。安本長官並びに建設大臣にしばしば質問しておりますが、この法案の趣旨は実施をするのではない。例えば二十七年度の実施予算、或いは実施と言いますか、計画の実施の予算というのが国土総合開発事務所には百万円、それから建設省の管理局にあるのが百六十八万円と千二百万円、安本にあるのが八千八百万円、この八千八百万円のはうは国土調査費になつております。従いまして石川さんが考へておられるような、無論二十八年度にはどうするかといふことは何つておりませんが、或いは二十八年度にあなたの御希望があつた或いは三十億、五十億といふ金が出るかもわかりません。併しながら私が今まで安本長官並びに建設大臣、並びにそちらにおられるところの政府委員の今井田さんのお話によりますと、そういう計画は一つもないのです。あなたの一番重点に考へておられる実施、こういう面は一つもないのです。計画を実施するという面はあるのですが、実際に国家予算を以て行う

ということは一つもないように了解しておるのです。その点は石川さんの誤解でないかというのですが、一庵石川さんからは今御説明があつたわけでありますから、今井田さんからその点一つ御説明願いたい。

○政府委員（今井田研二郎君） お話の点で、本年度の実施予算のうちに、只今御指摘のありましたような利根川開発に関する予算が全然見込んでないのではないかというお尋ねであります。これは成るほど総合開発という項目ではそういう予算は計上してございませんが、本来の公共事業費のうちで、利根川総合開発計画に関する部分が相当入つておるのであります。それが総合開発という項目になつておりませんので、大臣はそういうお答えを申し上げます。なかつたかと思つてあります。が、事業費は公共事業費で出ておりますので、その点は御了承願いたいと思つております。なおこの際先ほど石川委員から、政府側から詳細な点を答えるというお話でございますので、若干補足しまして、主として重要河川法、先ほど石川委員からお話になりました利根川総合開発法案が重要河川総合開発法となりましたので、それと間の調整方について若干補足的に御説明申上げたいと思ひます。

重慶河川総合開発法と本法との調整しました部分につきましては、先般も私の委員会では御説明申し上げましたので、重複するかも知れませんが、第一の点は第四條であります。第四條の第一項に「国土総合開発審議会は、総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議し」ということがございますが、この「及びその実施に

関し必要な事項」という、これは新らしく附け加えた点でありまして、重要河川総合開発法におきましては、予想されております審議会は計画を作成するのではなくして、その実施を促進するための審議会であるという性格を持つておつたのであります。その精神をこの法案の中に入れて、総合開発審議会におきましては従来計画の作成だけに当つておつたのであります。今後は実施の促進に関しても必要な事項を調査審議し、総理大臣に勧告するというふうな権限を持たしたのであります。この点は重要河川法の精神を酌み入れた第一点であります。

それから第二の点は同じく第六條の二項でございしますが、重要河川總合開発法は審議会の構成を主として衆参両院の議員によつて構成されるような仕組になつたのでありまして、やはりその諸先生がたの政治力により実施の促進を図るというのが狙いの最大のものであります。そこで今回、従来三十名でありました審議会の委員に新たに衆参両院の人を十五名附加えまして、同じような狙いを審議会に持たせるといふことにいたしました、この点も妥協しました一つの点であります。こういふふうに審議会の機能と組織を根本的に従来の開発法案で、或いは重要河川總合開発法で述べになつておりました点を、全面的に審議会の組織の点において取入れてあるわけであります。この点は全く御意見を尊重しておるつもりであります。それからその次に取入れました点は、主として第六條の二を御覧願えばおわかりになるといふのであります。御承知のようにこの第六條の二におきましては、特に

重要と認める河川を含む特定地域又はその他の特定地域」につきましては特別委員会というものを構成することになつておるのであります。この点は従来の総合開発審議会は、河川地域であらうと、或いはその他の地域であらうと平板的に取扱うから不満足であるという御趣旨でございましたので、今回は特別に、重要な河川を含む地域等を特別に取上げまして、これを特別委員会という形によりまして取上げて、計画的にその土地の開発を促進する、他の地域と同じような平板的な扱いをしないで、計画的にこれを取上げて行くというふうな構成を取りました。この点も両法案の一致を図りました一つの点であります。

それからその次は、先ほど石川委員から御説明になりました十條及び十二條、十三條の一連の關係でございまして、これは今回の私どもの改正は先ほど来、或いは先般来、利根開鑿法に刺戟されてこういふ法案が生れたというふうな御発言もあつたようでありますが、その点も確かにございしますが、私どももいたしましては実施の段階に入りました今日におきましては、従前の開鑿法案では飽き足らないのであります。それはしばしば御指摘にありますような実施という面が従来の開鑿法には全然ありませんでしたので、仮りに利根開鑿法、重要河川というような法案が出ませんでも、実施の面を強調し、或いは促進するというような法的態勢を整備いたしませんと、総合開鑿という行政の取上げ方が絶対に進んでは参りませんので、その独自の見地からもうこういう実施の目的としました改正を行いたいという考え方はかね／＼持

つておつたのでありまして、たゞく  
その点につきましては重要河川、或い  
は利根川開発法と全く目的を同じくす  
るのでありまして、従つて十條の二に  
おきましては、先ほど石川委員が御説  
明に相成りましたごとく、特定地域に  
おきましては少くともこの計画、特定  
地域の計画を關議の決定といたしまし  
て、国の行政方針とする、そうして国  
の各省に對する拘束力を持たせ、その  
実施を政府の道義的な責任にするとい  
うふうな、最も政府の行政的な措置と  
してはでき得る最高の方法を十條の二  
によつて取り出すことによりまして、  
実施の確保を先づ図つたのでありま  
す。

その次に十二條におきまして年度計画を作成するという方針を取つたのであります。従来の重要河川開発法或いは利根開発法におきましてはやはり閣議決定という構想はございまして、その場合におきましては年次計画という構想によりまして実施計画を取上げてあつたのであります。即ち計画を立てます当初におきまして、数力年間の計画を立てるということになつておつたのであります。ところがそういう年次計画は往々にしまして国の財政力の変動によりまして、必ずしも当初計画を立てましたときのようには進んで行つておらんというのが現在の状況でございますので、その点を多少動的に扱いますために政府は当初立てられましたる全体計画即ち閣議決定せられたる全体の総合開発計画に基きまして、国の財政力なり或いは諸般の情勢を勘案いたしまして、毎年度毎年度実施計画を作成する、その実施計画の担当者はそれ／＼の所管業務を担当しております。

行政機関が、開議決定に基きまして当該年度の実施計画を作成いたしました。それを安本長官が調整する。今回衆議院におきまして修正を加えられましたものによりますと、更にそれに基づいて資金の面からその点を調整するということになりました。一段とこの点は実施につきましても確保を図つておるような規定になつておるのであります。御承知のように従来予算関係の規定を設けております各般の法律はございすが、大体十條と十三條、即ち全体計画を開議で決定をいたしました。政府は予算の許す範囲内において、財政の許す範囲内においてこの予算化に努めなければならぬというふうな規定の仕組になつておるのでございすが、今回はこの十二條を設け、更に次に第十三條によりまして予算の許す範囲内において、財政の許す範囲内において予算化を図らなければならぬという規定を設けておるのであります。この点に關しては法体系といつたしましては私は一段の進歩ではなからうか、即ちここで全体計画を尊重して行けというホル・ピクチュアに對しまして予算を付けるというふうな行き方ではなしに、毎年度実施計画を作り、その実施計画に對して予算の確保を図れという道義的な責任を政府に負わせておりますので実施の促進、この方面におきましてはこういう法律の組み方は、従前の予算にあつた各般の法規の中で一番進歩したものではなからうか。従いまして実施という面につきましては先ほど来いろいろ問題になつておりますけれども、私はむしろその点につきましては、従前の利根開議法や、或

いは重要河川総合開議法よりも更に進歩したものではなからうかとすら考へておるのであります。十分実施という面につきましては考慮しておるつもりでございします。

○田中一君　むろん利根川総合開議法案並びに北上川開議法案の変形なんですから、それを強調しておることはわかりません。法文というものを盛り込むということは承知しておりますので、今第二章で「及びその実施に關し必要な事項」ということを加えたんだから、これは実施して行くんだ、或いは実施する人はわかりませんが、本法ではわかりませんけれども「実施に關し必要な事項」というのは結局実施に關する計画ということに私は考へておるんですが、従来もこの「実施に關し必要な事項」も調査しておつたというふうに言われておつたのです。今度はそれを明確に「実施に關し必要な事項」を加えたんだというふうな御説明があつたと思ひますが、そのように承知したんですが、この改正法案を出す前にどういふふうな実施計画、無論実施計画というものは予算が、予算といふか工事費が伴うのでなければ実施計画にならない、あなたはどつちの言つたかというふうな実施計画、無論実施計画に對しては、あなたはどういふの言つておる実施計画はそういうものじゃないのです。林道なら林道一つでも、これをやるには幾らかかる、それを計算して總合したものが実施計画であり、実施予算なんです。あなたの言つておるように実施の計画をするからいいじやないかというのでは、なんにもならないのです。一体この法律で、この法律を改正したからといつて、石川さんの望んでいふような実施

に對する詳細なる個々別々の、これは無論地方自治団体が実施するのでしようけれども、それに対する經費と見合いますところの実施を考へておるのか、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(今井田研二郎君)　その通りであります。開議で決定いたしますのは、利根川地区なら利根川地区の総合開議の全体計画を開議で決定いたしますので、毎年度その全体計画のうちどの部分をどういふふうな形で実施するかというのがいわゆる年度計画でありまして、それに対して必要な經費は安本部長が資金計画を調整いたします。これを付けて参るといふふうな仕組みになつておまして、計画をただ單なるペーパー・プランではなして、經費の裏付けのある計画にしたいといふのが今回の法律の狙いでありまして、なおこの四條につきまして「実施に關し必要な事項」ということにつきまして私の説明につきましても話があつたが、私はこれは今回新たに附加せられた項目であつて、従前はやつておらなかつたものであるといふ意味のことを申し上げたのであります。その点は私の申し違ひだつたかも知れません。訂正いたします。

○田中一君　高橋さんに伺ひたいのですが、第六條の二項、今政府委員が説明したように三十名を四十五名に改め、そして実施の面では北上川の提案理由で御説明なすつたときに、一応北上川の特長性を説明して、あとこのことは利根川法案と同じだからそれで御了承願ひます、こういうふうに提案説明で言つておるのです。従いまして利根川総合開議法案と同じことと考へます

が、今政府委員が述べたような形でもつて実際に北上川の総合開議が少くとも緒に着けるか、あなたの考へておる万分之一でもいいからその実施に當るにあつたお考へになつていらつしやいますか。無論興味がいらつしやるあなたですから、そのことも御承知かも知れませんが、この改正法案が通つて、実際に北上川のために幾らかでもこの計画の一步を踏み出すことができるとお考へになつていますか、伺ひたい。

○田中一君　これは高橋さんも石川さんも興味の席にいらつしやるかた、ですから、大体この両河川の法案がこれに變形したことに對しては無論党内でいろいろ御審議願つたと思ひます。その際各大臣も見えられての御検討だと思ひますが、大体どのくらいな実施する經費を投入するといふように御説明なすつたか。これは自由党内の問題ですから私は存じませんから、自由党内でこの改正法案に御賛成なすつたという立場から言ひまして、どのくらいこの經費を投入するのだといふようなことはお話になつておりましたか、おりませんか。お二方に伺ひたいと思ひます。

○田中一君　むろん利根川総合開議法案並びに北上川開議法案の変形なんですから、それを強調しておることはわかりません。法文というものを盛り込むということは承知しておりますので、今第二章で「及びその実施に關し必要な事項」ということを加えたんだから、これは実施して行くんだ、或いは実施する人はわかりませんが、本法ではわかりませんけれども「実施に關し必要な事項」というのは結局実施に關する計画ということに私は考へておるんですが、従来もこの「実施に關し必要な事項」も調査しておつたというふうに言われておつたのです。今度はそれを明確に「実施に關し必要な事項」を加えたんだというふうな御説明があつたと思ひますが、そのように承知したんですが、この改正法案を出す前にどういふふうな実施計画、無論実施計画というものは予算が、予算といふか工事費が伴うのでなければ実施計画にならない、あなたはどつちの言つたかというふうな実施計画、無論実施計画に對しては、あなたはどういふの言つておる実施計画はそういうものじゃないのです。林道なら林道一つでも、これをやるには幾らかかる、それを計算して總合したものが実施計画であり、実施予算なんです。あなたの言つておるように実施の計画をするからいいじやないかというのでは、なんにもならないのです。一体この法律で、この法律を改正したからといつて、石川さんの望んでいふような実施

が、今政府委員が述べたような形でもつて実際に北上川の総合開議が少くとも緒に着けるか、あなたの考へておる万分之一でもいいからその実施に當るにあつたお考へになつていらつしやいますか。無論興味がいらつしやるあなたですから、そのことも御承知かも知れませんが、この改正法案が通つて、実際に北上川のために幾らかでもこの計画の一步を踏み出すことができるとお考へになつていますか、伺ひたい。

○田中一君　これは高橋さんも石川さんも興味の席にいらつしやるかた、ですから、大体この両河川の法案がこれに變形したことに對しては無論党内でいろいろ御審議願つたと思ひます。その際各大臣も見えられての御検討だと思ひますが、大体どのくらいな実施する經費を投入するといふように御説明なすつたか。これは自由党内の問題ですから私は存じませんから、自由党内でこの改正法案に御賛成なすつたという立場から言ひまして、どのくらいこの經費を投入するのだといふようなことはお話になつておりましたか、おりませんか。お二方に伺ひたいと思ひます。

○田中一君　これは高橋さんも石川さんも興味の席にいらつしやるかた、ですから、大体この両河川の法案がこれに變形したことに對しては無論党内でいろいろ御審議願つたと思ひます。その際各大臣も見えられての御検討だと思ひますが、大体どのくらいな実施する經費を投入するといふように御説明なすつたか。これは自由党内の問題ですから私は存じませんから、自由党内でこの改正法案に御賛成なすつたという立場から言ひまして、どのくらいこの經費を投入するのだといふようなことはお話になつておりましたか、おりませんか。お二方に伺ひたいと思ひます。

○田中一君　むろん利根川総合開議法案並びに北上川開議法案の変形なんですから、それを強調しておることはわかりません。法文というものを盛り込むということは承知しておりますので、今第二章で「及びその実施に關し必要な事項」ということを加えたんだから、これは実施して行くんだ、或いは実施する人はわかりませんが、本法ではわかりませんけれども「実施に關し必要な事項」というのは結局実施に關する計画ということに私は考へておるんですが、従来もこの「実施に關し必要な事項」も調査しておつたというふうに言われておつたのです。今度はそれを明確に「実施に關し必要な事項」を加えたんだというふうな御説明があつたと思ひますが、そのように承知したんですが、この改正法案を出す前にどういふふうな実施計画、無論実施計画というものは予算が、予算といふか工事費が伴うのでなければ実施計画にならない、あなたはどつちの言つたかというふうな実施計画、無論実施計画に對しては、あなたはどういふの言つておる実施計画はそういうものじゃないのです。林道なら林道一つでも、これをやるには幾らかかる、それを計算して總合したものが実施計画であり、実施予算なんです。あなたの言つておるように実施の計画をするからいいじやないかというのでは、なんにもならないのです。一体この法律で、この法律を改正したからといつて、石川さんの望んでいふような実施

が、今政府委員が述べたような形でもつて実際に北上川の総合開議が少くとも緒に着けるか、あなたの考へておる万分之一でもいいからその実施に當るにあつたお考へになつていらつしやいますか。無論興味がいらつしやるあなたですから、そのことも御承知かも知れませんが、この改正法案が通つて、実際に北上川のために幾らかでもこの計画の一步を踏み出すことができるとお考へになつていますか、伺ひたい。

○田中一君　これは高橋さんも石川さんも興味の席にいらつしやるかた、ですから、大体この両河川の法案がこれに變形したことに對しては無論党内でいろいろ御審議願つたと思ひます。その際各大臣も見えられての御検討だと思ひますが、大体どのくらいな実施する經費を投入するといふように御説明なすつたか。これは自由党内の問題ですから私は存じませんから、自由党内でこの改正法案に御賛成なすつたという立場から言ひまして、どのくらいこの經費を投入するのだといふようなことはお話になつておりましたか、おりませんか。お二方に伺ひたいと思ひます。

○田中一君　これは高橋さんも石川さんも興味の席にいらつしやるかた、ですから、大体この両河川の法案がこれに變形したことに對しては無論党内でいろいろ御審議願つたと思ひます。その際各大臣も見えられての御検討だと思ひますが、大体どのくらいな実施する經費を投入するといふように御説明なすつたか。これは自由党内の問題ですから私は存じませんから、自由党内でこの改正法案に御賛成なすつたという立場から言ひまして、どのくらいこの經費を投入するのだといふようなことはお話になつておりましたか、おりませんか。お二方に伺ひたいと思ひます。

○田中一君　むろん利根川総合開議法案並びに北上川開議法案の変形なんですから、それを強調しておることはわかりません。法文というものを盛り込むということは承知しておりますので、今第二章で「及びその実施に關し必要な事項」ということを加えたんだから、これは実施して行くんだ、或いは実施する人はわかりませんが、本法ではわかりませんけれども「実施に關し必要な事項」というのは結局実施に關する計画ということに私は考へておるんですが、従来もこの「実施に關し必要な事項」も調査しておつたというふうに言われておつたのです。今度はそれを明確に「実施に關し必要な事項」を加えたんだというふうな御説明があつたと思ひますが、そのように承知したんですが、この改正法案を出す前にどういふふうな実施計画、無論実施計画というものは予算が、予算といふか工事費が伴うのでなければ実施計画にならない、あなたはどつちの言つたかというふうな実施計画、無論実施計画に對しては、あなたはどういふの言つておる実施計画はそういうものじゃないのです。林道なら林道一つでも、これをやるには幾らかかる、それを計算して總合したものが実施計画であり、実施予算なんです。あなたの言つておるように実施の計画をするからいいじやないかというのでは、なんにもならないのです。一体この法律で、この法律を改正したからといつて、石川さんの望んでいふような実施

が、今政府委員が述べたような形でもつて実際に北上川の総合開議が少くとも緒に着けるか、あなたの考へておる万分之一でもいいからその実施に當るにあつたお考へになつていらつしやいますか。無論興味がいらつしやるあなたですから、そのことも御承知かも知れませんが、この改正法案が通つて、実際に北上川のために幾らかでもこの計画の一步を踏み出すことができるとお考へになつていますか、伺ひたい。

○田中一君　これは高橋さんも石川さんも興味の席にいらつしやるかた、ですから、大体この両河川の法案がこれに變形したことに對しては無論党内でいろいろ御審議願つたと思ひます。その際各大臣も見えられての御検討だと思ひますが、大体どのくらいな実施する經費を投入するといふように御説明なすつたか。これは自由党内の問題ですから私は存じませんから、自由党内でこの改正法案に御賛成なすつたという立場から言ひまして、どのくらいこの經費を投入するのだといふようなことはお話になつておりましたか、おりませんか。お二方に伺ひたいと思ひます。

○田中一君　これは高橋さんも石川さんも興味の席にいらつしやるかた、ですから、大体この両河川の法案がこれに變形したことに對しては無論党内でいろいろ御審議願つたと思ひます。その際各大臣も見えられての御検討だと思ひますが、大体どのくらいな実施する經費を投入するといふように御説明なすつたか。これは自由党内の問題ですから私は存じませんから、自由党内でこの改正法案に御賛成なすつたという立場から言ひまして、どのくらいこの經費を投入するのだといふようなことはお話になつておりましたか、おりませんか。お二方に伺ひたいと思ひます。

第三十六部　經濟安定・建設連合委員会會議録第四号　昭和二十七年六月五日　【參議院】

○田中一君　むろん利根川総合開議法案並びに北上川開議法案の変形なんですから、それを強調しておることはわかりません。法文というものを盛り込むということは承知しておりますので、今第二章で「及びその実施に關し必要な事項」ということを加えたんだから、これは実施して行くんだ、或いは実施する人はわかりませんが、本法ではわかりませんけれども「実施に關し必要な事項」というのは結局実施に關する計画ということに私は考へておるんですが、従来もこの「実施に關し必要な事項」も調査しておつたというふうに言われておつたのです。今度はそれを明確に「実施に關し必要な事項」を加えたんだというふうな御説明があつたと思ひますが、そのように承知したんですが、この改正法案を出す前にどういふふうな実施計画、無論実施計画というものは予算が、予算といふか工事費が伴うのでなければ実施計画にならない、あなたはどつちの言つたかというふうな実施計画、無論実施計画に對しては、あなたはどういふの言つておる実施計画はそういうものじゃないのです。林道なら林道一つでも、これをやるには幾らかかる、それを計算して總合したものが実施計画であり、実施予算なんです。あなたの言つておるように実施の計画をするからいいじやないかというのでは、なんにもならないのです。一体この法律で、この法律を改正したからといつて、石川さんの望んでいふような実施

が、今政府委員が述べたような形でもつて実際に北上川の総合開議が少くとも緒に着けるか、あなたの考へておる万分之一でもいいからその実施に當るにあつたお考へになつていらつしやいますか。無論興味がいらつしやるあなたですから、そのことも御承知かも知れませんが、この改正法案が通つて、実際に北上川のために幾らかでもこの計画の一步を踏み出すことができるとお考へになつていますか、伺ひたい。

○田中一君　これは高橋さんも石川さんも興味の席にいらつしやるかた、ですから、大体この両河川の法案がこれに變形したことに對しては無論党内でいろいろ御審議願つたと思ひます。その際各大臣も見えられての御検討だと思ひますが、大体どのくらいな実施する經費を投入するといふように御説明なすつたか。これは自由党内の問題ですから私は存じませんから、自由党内でこの改正法案に御賛成なすつたという立場から言ひまして、どのくらいこの經費を投入するのだといふようなことはお話になつておりましたか、おりませんか。お二方に伺ひたいと思ひます。



しても、北上川開港法案にいたしまして、或いは更に最上川、木曾川というような法案も逐次提案される傾向にありまして、その席で各々自分の主張するところの河川の予算の要求を明示するということは徳義上よろしくない、むしろ紛糾を激化するゆえんだ、こう考えまして、それらの問題は挙げてこの法案が通りましたら、審議会が追つて設置されましたら、審議会によつて国の財政状態等も勘案いたしまして、そうして特定地域を指定してどれとどれをやるかということがきまると思ひますから、そのときに予算等については各般の状況から勘案して算出するべきものであつて、この法案をものするときに予算の要求をする、その言質を取るということは甚だ穏やかでない、むしろ紛糾を招いて法案それ自体を混迷に導く虞れがありまして、別にそういう具体的なものにつぎましては追及をしておけません。要は国土総合開発法の改正法で行くという以上は、それが予算面に必ず毎年度十分に出し得るような法案であるならば、それで一応了承いたしまして、あとはこの審議会の活動並びに重要河川を中心としております特別委員会の活動等に待ちまして、そうしてその予算をできる限り付けさせる以外にはない、こう考えまして実はそういう具体的な質問をしておけません。以上であります。

○参考人(高橋進太郎君) これは今石川さんの御説明がありました通り、我々の計画としては一応金額を見積りまして出したのでありますが、これは国のそのときの財政状態にも関連するのであります、俄かにそれならばどの

の年度にはどれだけ出すということを決することはできないけれども、併しなからこの案の計画並びに我々両法案がこの法案に織り込まれたという趣旨からして、十分政府においても重点的にこの問題については審議会の他の答申と相俟つて財政的な考慮を拂う、こういうような我々の了解の下にこれは了承いたしました次第であります。従つて我々としてはその年における財政の許す範囲内において、重点的にこれは取扱われるというふうに考えておる次第であります。

○田中一君 十九の特定地域を指定いたしましたのは、この十九の指定地に対する今政府委員の御説明を聞きますと、重点的にこの十九に先づ国家的に出すという御説明ですが、実際さういうような予算措置を取るような心組みであつたのは、その長官がおられるのですか、それともそれを先ず、とにかく各省並びに各地方、都道府県に對して、そういうものを持つて来い、幾らか資料を持つて来いというふうな要求を、この法案が通ります前にも、当然やつていいと思ひます。あなたのほうから実施面までタツチするといふお考えならば、そういう資料をお取りになつていらつしやるのですか。

○政府委員(今井田研二郎君) 各府県から、そういう特定地域総合開発に関する資料はもう取寄せております。その審査を私どものほうで始めております。

○田中一君 大体それでは十九の特定地域総合開発を優先的にやるとするならば、その十九の特定地域に今集まつてゐるものだけで結構ですが、どの地域はどれくらい工費で、何年計画で

やるというふうな案ができておりますならば、その資料を一つお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(今井田研二郎君) 後ほどお手許にお届けいたします。

○田中一君 大体その実施をする、実施計画というものは、無論それに対する工事費、事業費が付いておると思ひますが、大体一つのものがどれくらいになるのか、ここで御説明できませんか。

○政府委員(今井田研二郎君) ちよつとお伺ひしたいのでありますが、各地域の実施計画の概要を御説明しろというお話でありますか。

○田中一君 十九のうちでそれぞれに提出されておるところの実施計画、その内容が知りたいのです。

○説明員(澤合林吉君) 私建設省の管理局企画課長の落合であります、地方で今立案中の計画事務の連絡をやつております。その概要を申し上げますと、十九の特定地域の総合開発計画の中間報告概要という形で取寄せております。そういうようなことをやつておりますのは、この法律で特定地域の総合開発計画を立案する際には、各関係行政機関の長から助言を受け得ることができるようになつておりますので、特定地域の総合開発計画ができました際には、政府が閣議にかけて計画を決定するといふ重要な計画でありますので、その以前に自主的に府県が計画を立案する際に、又計画が完成する前に、あらかじめ各関係行政機関の長の意見、助言を受けたほうがよいと存じまして、その中間報告を今取寄せまして、そうして閣議行政機関に提示いたしまして、助言があれば、意見がある場合には各行政機関の長から助言して頂くというふうな処置を取りつつありますので、まだ法律に基く正視の計画として提出して来たものではございません。中間段階のものは十九地域ともございまして。

○田中一君 大体次の国会では、政府は公共事業費を相当盛り込むというふうに新聞放送で承知しておりますが、安本では集計したものは一番よくわかると思ひますが、大体どのくらいのもの十九の特定地域に投入しよう、無論事業をするのは建設省、農林省並びに地方公共団体でやるのでしようが、大体総額どのくらいのもの投入しようというふうな考えで入れられるのか、この点伺ひたい。

○政府委員(今井田研二郎君) 十九の特定地域に對しまして、地方が考えております開港事業の事業費の総計は約一兆になつております。この一兆と申しますのは、これは各府県の希望額でありまして、政府の査定いたしました確定いたしました計画に對しまして受ける額ではないのであります。このうちで公共事業費に期待しておりますものは半額の約五千億になつております。そうしてこれらは全部十年計画の金額の総計であります。従つてこの地方額をそのまま取上げるといたしましても、平均いたしまして一年間五百億ありまして、現在の公共事業費の総額が一億以上上つておりますので、これは必ずしも荒唐無稽な地方の計画でないことはこの点からもおわかりにならうと思ひます。更にこの計画は政府において査定いたしましたので、十分計画を押しまして合理的な計画にいたすことになつてゐるのであ

ります。その見通しは現在先ほど申しましたように、調査中でありまして確定いたしましたおりませんが、大体最高年間五百億という程度を考えております。

○田中一君 予算の編成は政府がおやりになつたのですから、これは実現されれば甚だ結構です。まだ私は納得できない点も多々ありますが、今日石川さんにお出で願つて伺つたのは、私も参議者の一人になつたものですから、実際にこの自由党の内部では、政府の内部でどう考えているか、実際の面に触れてこれを伺ひたかつたので……。

○委員長代理(都祐一君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長代理(都祐一君) それでは速記を始めて。

○田中一君 若しも継続審議をなさるならば、まだ質問したい点もありまして、今日はお忙しいところ石川さんおいでになつて甚だ恐縮でございます。赤木さんが御質問があるよりですから、私はちよつと今はここでやめておきます。

○赤木正雄君 私は実は今日は成るべく質問しないでおこうと思ひました。ところが特定地域の問題が出ましたから、そうなつて来ると一応の御意見を聞いて見ないといふかと思ひます。先に十大河川云々とありましたが、この特定地域別開発目標一覧表の中には十大河川として入つてゐるのは木曾川、利根川など入つてゐますが、私はここに入つてゐなくてもここに入れるべき十大河川その他の河川がありはせんかと思ひます。それでこの次の委員会には十大河川以外の大きな河川の詳しい

調査を皆持つて来て欲しい。その調査によつて私は全部審議し直します。

○政府委員(今井田研二郎君) 承知いたしました。

○赤木正雄君 私の質問はこれで終了します。

○委員長代理(郷祐一君) 速記を止めて。

(速記中止)

○委員長代理(郷祐一君) それでは速記を始めて……。それでは今後の連合委員会の扱い方は、委員長、理事の打合せ会に関係委員長の御出席を願ひまして定めることにいたしまして、本日はこれを以て散会いたします。

午後三時十九分散会

昭和二十七年七月二十六日印刷

昭和二十七年七月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所